

報告第3号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月15日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成27年3月24日

大田原市長 津久井 富雄

損害賠償の額の決定及び和解について

平成27年2月16日、大田原市上石上73番地先、県道関谷上石上線に設置された市営バス「法善寺前」バス停ポールが、強風により倒れたことにより発生した車両損傷事故について、当該事故による損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

1 損害賠償額 313,214円

2 和解の内容

- (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額313,214円を支払う。
- (2) 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所及び氏名

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○